

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第326号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和5年6月22日から施行する。

令和5年6月21日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 2- [(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1- [2- (ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- 2 (2R, 3R)-2- (3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2- (3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類
- 3 N- (アダマンタン-1-イル)-1- (4-フルオロプロピル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類